

公 告 8 号
令和 6 年 9 月 10 日

被 保 險 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組合規約一部変更の件

頭書の件、令和 6 年 8 月 1 日に開催された「第 146 回組合会」において決議の上、令和 6 年 8 月 30 日付で関東信越厚生局の認可を得たため、健康保険法施行令第 3 条第 2 項および組合規約第 52 条の規定により下記のとおり公告します。了

記

- 規約第 42 条（職員）中「前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。」の次に「本規約ならびにそれに付随する規程に定める事務長については、グループ長に読み替えることができる。」を加える。
- 規約第 50 条（準備金以外の積立金の保有方法）中「準備金以外の積立金は、前条第 1 項第 1 号から第 11 号までの方法により保有しなければならない。」を「準備金以外の積立金は、前条第 1 項第 1 号から第 10 号までの方法により保有しなければならない。」に改める。

附 則
(施行期日)
この規約は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

以 上